

## 第41号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第24条第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第69条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第69条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

第72条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第73条の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第83条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年

であるときを除く。第83条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、「の各号」を削り、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第83条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第12条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第14条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項を次のように改める。

法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第16条第2項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第16条の2第5項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第6項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15

条第32項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第44項」に、「4分の3」を「2分の1」に改め、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第30条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第32条第1項中「第4項」を「第7項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第12条第1項の改正規定及び次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第23条及び第24条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年10月1日
- (3) 附則第16条の2第13項を同条第14項とし、第12項の次に1項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）第23条及び第24条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第69条第8項及び附則第16条第1項（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資

産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第69条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第73条第2項及び第83条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市市税条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 個人市民税

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年（現行は平成31年）まで延長することとする。

（附則第14条の3の2関係）

##### (2) 法人市民税

平成31年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人税割の税率及び特例の税率を次のとおり改定する。（第23条及び第24条関係）

	改正案	現 行
法人税割の税率	8.4%	12.1%
法人税割の特例の税率（※1）	6.0%（※2）	9.7%（※3）

※1 特例の税率は、資本の金額又は出資金額が1億円以下で、法人税割の課税標準である法人税額が年400万円以下の法人等に適用する。

※2 特例の税率の算出方法： $8.4\% \times (1 - 2.4 / 8.4) = 6.0\%$

※3 特例の税率の算出方法： $12.1\% \times (1 - 2.4 / 12.1) = 9.7\%$

##### (3) 固定資産税及び都市計画税

ア 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から4年度間はその価格の2分の1とする。（第69条関係）

イ 次に掲げる固定資産に対して課す固定資産税及び都市計画税の特例措置として、課税標準に乗じる割合を次のとおり定めることとする。（(エ)については最初の5年度分、(オ)については最初の3年度分に限る。）

（第69条の2及び附則第16条の2関係）

特例措置の対象となる固定資産の区分	課税標準に乗じる割合
(ア) 家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1
(イ) 居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	
(ウ) 事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	
(エ) 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産	
(オ) 緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地	

ウ 市長が適当と認める場合に固定資産税額を補正することができる補正の方法の申出に、居住用超高層建築物の区分所有者の全員が、専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じ、協議して定めた補正の方法又は居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案し、協議して定めた補正の方法を加えることとする。（第72条関係）

エ 特定被災共用土地（※1）に係る固定資産税額の按分の申出は、被災市街地復興推進地域（※2）が定められたときは、被災年度の翌年度から被災後4年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに、当該按分に係る申出書を市長に提出しなければならないこととする。（第73条関係）

※1 特定被災共用土地とは、被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で当該被災区分所有家屋の所有者全員により共有されており、被災年度分の固定資産税について納税義務者全員の合意により、共用土地に係る持分の割合により按分することを認められた土地をいう。

※2 被災市街地復興推進地域とは、都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものをいう。



- (ア) 大規模な火災，震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (イ) 公共の用に供する施設の整備の状況，土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (ウ) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため，土地区画整理事業，市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

オ 被災住宅用地等に対する課税標準の特例の適用を受けようとする場合において，当該被災住宅用地が被災市街地復興推進地域に定められたときは，被災後4年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに，当該特例の適用を受けようとする旨の申告書を市長に提出しなければならないこととする。

(第83条の2関係)

#### (4) 軽自動車税

軽自動車税の特例措置の適用期限を2年間延長し，平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について，当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講じることとする。(附則第30条関係)

##### 【対象車及び軽課割合】

対象車		軽課割合
電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）		概ね75%軽減
ガソリン車・ ハイブリッド車 (※3)	(乗用車) 平成32年度燃費基準+30%達成 (貨物車) 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
	(乗用車) 平成32年度燃費基準+10%達成 (貨物車) 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

※3 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

【軽課割合を適用した場合の税率】

車種区分		標準税率 (年額)	軽課税率 (年額)			
			75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪 以上	乗 用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物 用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 2(1), (3) (イの一部の規定を除く。), (4)及び(5)の一部の規定 公布の日
- (2) 2(5)の一部の規定 平成31年1月1日
- (3) 2(2)の規定 平成31年10月1日
- (4) 2(3)イの一部の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日
- (5) 市民税に関する経過措置

ア 2(5)の一部の規定による改正後の個人の市民税に係る規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 改正後の法人の市民税に係る規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(6) 固定資産税に関する経過措置

ア 改正後の固定資産税に係る規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税

について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 2(3)アの規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る償却資産に対して課す平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

ウ 2(3)イの家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所に係る規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

エ 2(3)エ及びオの規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課す平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課す固定資産税については、なお従前の例による。

オ 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷蔵・冷凍機器（ノンフロン製品）に対して課す固定資産税については、なお従前の例による。

(7) 都市計画税に関する経過措置

改正後の都市計画税に係る規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた課税標準の特例措置等に  
係る割合を各自治体が自主的に判断し、条例でその割合を決定できるようにするもの。

次に掲げる固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準に乗じる割  
合を次のとおり定める。（附則第16条の2関係）

特例措置の対象となる 固定資産の区分	地方税法に定める割合	本市の課税標準に 乗じる割合
家庭的保育事業の認可を得た 者が直接当該事業の用に供す る家屋及び償却資産	1 / 2 を参酌して 1 / 3 以 上 2 / 3 以下の範囲にお いて条例で定める割合	1 / 2
居宅訪問型保育事業の認可を 得た者が直接当該事業の用に 供する家屋及び償却資産		
事業所内保育事業（利用定員 が5人以下）の認可を得た者 が直接当該事業の用に供する 家屋及び償却資産		
特定事業所内保育施設（※1） の用に供する固定資産		
都市緑地法の一部改正法の施 行日から平成31年3月31 日までの間に緑地保全・緑化 推進法人（※2）が設置した 市民緑地の用に供する土地	2 / 3 を参酌して 1 / 2 以 上 5 / 6 以下の範囲にお いて条例で定める割合	

※1 特定事業所内保育施設とは、平成29年4月1日から平成31年3月31日  
までの期間に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が、事業所内  
保育事業を目的として設置した施設であって、認可を受けていないものをいう。

※2 緑地保全・緑化推進法人とは、特定非営利活動法人その他の営利を目的とし  
ない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする  
会社であって、市民緑地の設置及び管理等の業務を適正に行うことができると  
認められるものをいう。

## 【本市の課税標準に乗じる割合の設定の考え方】

### 1 保育施設について

わがまち特例導入前における地方税法で定められていた全国一律の割合は、家庭的保育事業の認可を得た者、居宅訪問型保育事業の認可を得た者又は事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産において2分の1であったが、保育施設整備の促進のために特例措置が拡充された。

本市における待機児童の解消への取組については、子育て未来応援プラン「あしや」に基づき、小規模保育事業及び認定こども園の整備を行うこととしており、わがまち特例の対象となる保育施設については現時点において誘致する計画はないため、参酌基準である2分の1を本市の課税標準に乗じる割合とすることが妥当であると判断した。

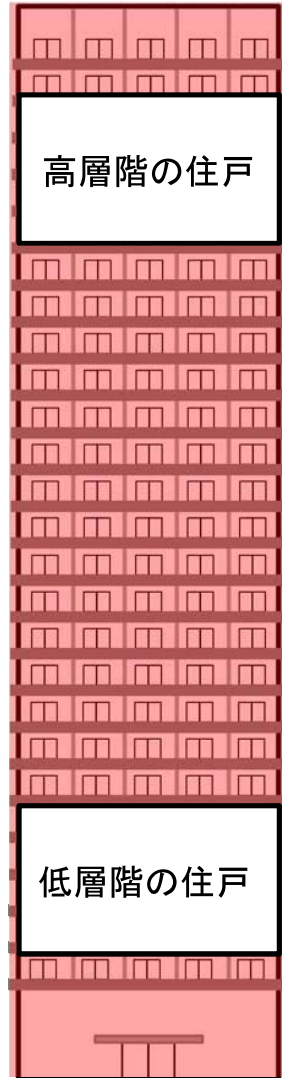
また、特定事業所内保育施設については、課税標準の特例措置の創設により、わがまち特例を導入することとなったが、上記保育施設と同様に、参酌基準である2分の1を本市の課税標準に乗じる割合とすることが妥当であると判断した。

### 2 緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地について

本市は庭園都市として緑化を推進していることから、都市緑地法の改正により創設された民間による市民緑地の整備を促す制度を活用し、民間主体の緑化活動を促進するため、緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税の課税標準に乗じる割合を、地方税法に定める割合の下限である2分の1とすることとした。

# 居住用超高層建築物に係る課税

【改正前】



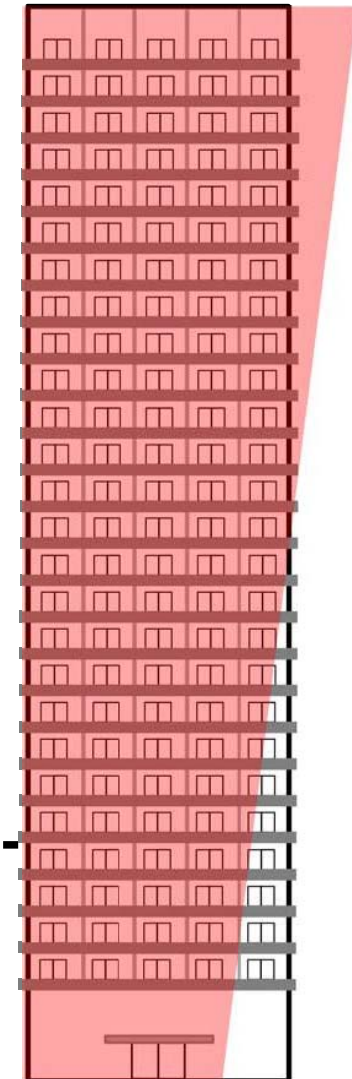
改正前の税額計算方法

一棟評価し、一棟全体の固定資産税額を計算。  
その上で、各区分所有者の専有床面積により按分

$$\left\langle \begin{array}{l} \text{各住戸の税額} \\ = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積}}{\text{専有床面積の合計}} \end{array} \right\rangle$$

高層階、低層階とも床面積が同じであれば税額は同じ。

【改正後】



改正後の税額計算方法

実際の取引価格の傾向を踏まえた按分方法とする。  
(一棟全体の固定資産税額の合計は変わらない。)

$$\left\langle \begin{array}{l} \text{各住戸の税額} \\ = \text{一棟税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積} \times \text{階層別専有床面積補正率}}{\text{専有床面積(補正後)の合計}} \end{array} \right\rangle$$

※ N階の階層別専有床面積補正率とは、 $100 + 10/39 \times (N-1)$

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第23条 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年400万円以下であるものに対する当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>8.4分の2.4</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円以下である法人</p> <p>(2) 資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)</p> <p>(3) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第69条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条</u></p>	<p>(法人税割の税率)</p> <p>第23条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年400万円以下であるものに対する当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>12.1分の2.4</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円以下である法人</p> <p>(2) 資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)</p> <p>(3) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第69条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>8 法第349条の3、<u>第349条の4又は第349条の5</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前7項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5</u></p>

改正案	現 行
<p>の5までに定める額とする。</p> <p>9・10 (省略)</p> <p>(<u>法第349条の3第28項等の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第69条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>2 <u>法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>3 <u>法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(<u>施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出</u>)</p> <p>第72条 <u>施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋_____に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(<u>法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出</u>)</p> <p>第73条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同項に規定</p>	<p>_____に定める額とする。</p> <p>9・10 (省略)</p> <p>(<u>施行規則第15条の3第2項_____の規定による補正の方法の申出</u>)</p> <p>第72条 <u>施行規則第15条の3第2項_____の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の<u>区分所有者全員</u>の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(<u>法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出</u>)</p> <p>第73条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定</p>



改正案	現 行
<p>する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第83条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第83条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第83条の2において同じ。）には、当該被災年度の<u>翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。</u>）の初日の属する年の1月31日ま</p>	<p>する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第83条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第83条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第83条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度_____</p> <p>_____ )の初日の属する年の1月31日ま</p>

改正案	現 行
<p>でに次_____に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第83条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告書を提出する必要があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土</p>	<p>でに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第83条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告書を提出する必要があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土</p>

改正案	現 行
<p>地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、その旨市長に申告しなければならない。ただし、市長が申告をする必要がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第83条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年</p>	<p>地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、その旨市長に申告しなければならない。ただし、市長が申告をする必要がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第83条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度_____</p> <p>_____ )の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分_____</p>

改正案	現 行
<p>度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第12条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>第14条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(読替規定)</p>	<p>_____ )の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第12条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>第14条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(読替規定)</p>



改正案		現 行			
12 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は <u>2分の1</u> とする。		12 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。			
13 <u>法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>					
14 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (軽自動車税の税率の特例) 第30条 (省略)		13 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (軽自動車税の税率の特例) 第30条 (省略)			
(省略)		(省略)			
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第2号ア	3,900円	1,000円	第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。 <u>以下この条(第5項を除く。)</u> において同じ。)に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日まで		3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。 <u>次項</u> において同じ。)に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日まで			

改正案			現 行		
<p>の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	2,000円	第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	3,000円	第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
<p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同</p>					

改正案	現 行
<p>条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 <u>法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が附則第30条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 （省略）</p>	<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が附則第30条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 （省略）</p>